

大地震・津波・原発人災の復興財源

被災者も負担、消費税増税でいいの?!

- 生活費は非課税が原則!
- 応能負担の原則を!



東日本大震災は未曾有の事態です!

「復興」の財源確保には「特別消費税」を含む増税が必要ですよ!

確かに、これだけの被害だしね...

国民全体で平等につくる財源って言ってるし...

ちょっと待てよ。被災者からも消費税を取るのか

しょうか...ないか...

財源はあります

- 1.米軍への「思いやり予算」や政党助成金などの中止を。
- 2.大企業は、内部留保を放出せよ。

合い言葉は **増税NO! 消費税NO!**

最低生活費に税金をかけるはいけない

ことは憲法で決まっているのに!

まさに憲法違反

被災がひどければひどいほど生活再建にお金がかかり、消費税の負担が大きい。

民主的税制の原則

- 生活費非課税
生きていくのに必要な最低限の生活費には税金をかけない。
- 総合累進課税
所得の多い人は高い割合で負担する(応能負担)
- 勤労所得には軽度の課税
労働から得た所得は資産から得た所得より軽くしなければならない。

増税NO!消費税NO!

東日本大震災の被災地、被災者のみなさんに心からお見舞い申し上げます。

被災者・避難者の生活の補償を
消費税は、どんな災害にあっても、いっさい減免されない苛酷な税金です。まして、この時期に消費税増税など、とんでもありません。「被災地は消費税負担のストップを」「被災者・避難者など、中小業者の消費税納付は減免を」を要求します。

私たちも、救援・復興のための募金をおこなっています。ご協力いただければ幸いです。

募金の振込先は
郵便振替口座 00130-2-16922
加入者名 消費税をなくす全国の子

被災者にも負担をさせる消費税増税は反対です!

150万人の草の根・市民団体
あなたも**消費税をなくす会**に
お入りください。会費はありません。

消費税をなくす全国の子
〒114-0023東京都北区滝野川3-3-1-201
TEL 03-3940-0401 FAX 03-3949-9885